

野田市商店街共同施設事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第206号

野田市商店街共同施設事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(野田市商店街共同施設事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 野田市商店街共同施設事業補助金交付要綱(昭和46年野田市告示第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(別記第1号様式)」を削る。

第6条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条第1項中「野田市商店街共同施設事業変更(中止、廃止)届(別記第3号様式)」を「野田市商店街共同施設事業変更(中止・廃止)届」に改める。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市公害に起因する疾病患者に対する療養費の貸付に関する要綱の一部改正)

第2条 野田市公害に起因する疾病患者に対する療養費の貸付に関する要綱(昭和47年野田市告示第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(別記様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市大型バス管理要綱の一部改正)

第3条 野田市大型バス管理要綱(昭和48年野田市告示第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条第1項中「(別記第2号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第3号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市物品購入事務実施要綱の一部改正)

第4条 野田市物品購入事務実施要綱(昭和51年野田市告示第25号)の一

部を次のように改正する。

第6条中「(第1号様式)」を削る。

第8条第1項中「(第2号様式)」を削り、同条第2項中「(第3号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市法外援護実施要綱の一部改正)

第5条 野田市法外援護実施要綱(昭和53年野田市告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付要綱の一部改正)

第6条 野田市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付要綱(昭和53年野田市告示第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「野田市心身障害者扶養年金事業加入者補助金交付申請書(別記第1号様式)」を「野田市心身障害者扶養年金制度加入者補助金交付申請書」に改める。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市緑地保存に関する実施要綱の一部改正)

第7条 野田市緑地保存に関する実施要綱(昭和59年野田市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「(別記第1号様式)」を削る。

第7条第2項中「(別記第2号様式)」を削る。

第11条第3項中「(別記第3号様式)」を削る。

第13条中「(別記第4号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市大型店進出対策資金・事業転換資金利子補給交付要綱の一部改正)

第8条 野田市大型店進出対策資金・事業転換資金利子補給交付要綱(昭和62年野田市告示第22号)の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「(別記第1号様式)」を削り、同条第1号中「(別記第2号様式)」を削り、同条第2号中「、別記第3号様式」を削り、同条第3号中「、別記第4号様式」を削り、同条第4号中「(別記第5号様式)」を削り、同条第5号中「(別記第6号様式)」を削る。

第8条中「(別記第7号様式)」を削る。

第9条中「(別記第8号様式)」を削る。

第10条中「(別記第9号様式)」及び「(別記第10号様式)」を削る。

第11条中「野田市大型店進出対策資金・事業転換資金利子補給金請求書(別記第11号様式)」を「野田市大型店進出対策資金・事業転換資金利子補給金交付請求書」に改める。

別記様式を削る。

(野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)

第9条 野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱(昭和63年野田市告示第33号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(別記第1号様式)」及び「(別記第2号様式)」を削る。

第9条中「(別記第3号様式)」を削る。

第10条中「(別記第4号様式)」を削る。

第11条中「(別記第5号様式)」を削る。

第12条第2号中「(別記第6号様式)」を削る。

第13条中「(別記第7号様式)」を削る。

第14条中「(別記第8号様式)」及び「(別記第9号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市ふるさと花づくり運動推進要綱の一部改正)

第10条 野田市ふるさと花づくり運動推進要綱(平成2年野田市告示第71号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第6条第2号中「(別記第2号様式)」を削り、同条第3号中「(別記第3号様式)」を削り、「花の種子、花苗交付申請書(別記第4号様式)」を「花の種子・花苗交付申請書」に改め、同条第4号中「(別記第5号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市点字図書給付事業実施要綱の一部改正)

第11条 野田市点字図書給付事業実施要綱(平成4年野田市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(別記第1号様式)」を削り、同条第2項中「別記第2号様式。」を削る。

第7条第1項中「別記第3号様式。」を削る。

別記様式を削る。

(野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正)

第12条 野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成13年野田市告示第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(別記第1号様式)」を削り、同条第3項中「(別記第2号様式)」を削り、同条第4項中「(別記第3号様式)」を削る。

第7条中「(別記第4号様式)」を削る。

第8条第1項中「(別記第5号様式)」を削る。

第9条第2項中「(別記第6号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市介護相談員設置要綱の一部改正)

第13条 野田市介護相談員設置要綱(平成14年野田市告示第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(別記第1号様式)」及び「(別記第2号様式)」を削る。

第8条中「(別記第3号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱の一部改正)

第14条 野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱(平成16年野田市告示第100号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市子育て支援総合コーディネート事業実施要綱の一部改正)

第15条 野田市子育て支援総合コーディネーター事業実施要綱（平成17年野田市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（別記様式）」を削る。

別記様式を削る。

（野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部改正）

第16条 野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成19年野田市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（別記第1号様式）」を削り、同条第3項中「（別記第2号様式）」を削る。

第4条第2項中「（別記第3号様式）」を削る。

別記様式を削る。

（野田市子ども手当実施要綱の一部改正）

第17条 野田市子ども手当実施要綱（平成22年野田市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（別記第1号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第1号様式の2）」を削る。

第3条第1項中「（別記第2号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第2号様式の2）」を削る。

第6条第1項中「（別記第3号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第3号様式の2）」を削る。

第7条第1項中「（別記第4号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第4号様式の2）」を削る。

第9条中「（別記第5号様式）」、「（別記第5号様式の2）」、「（別記第5号様式の3）」及び「（別記第5号様式の4）」を削る。

第10条中「（別記第6号様式）」及び「（別記第6号様式の2）」を削る。

別記様式を削る。

（野田市障がい者相談員に関する要綱の一部改正）

第18条 野田市障がい者相談員に関する要綱（平成24年野田市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「(別記第1号様式)」を削る。

第6条中「(別記第2号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市粗大ごみ運び出し収集事業実施要綱の一部改正)

第19条 野田市粗大ごみ運び出し収集事業実施要綱(平成27年野田市告示第54号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条第2項中「(別記第2号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市商店会等販売促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第20条 野田市商店会等販売促進事業補助金交付要綱(平成28年野田市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市商店街顧客誘致事業補助金交付要綱の一部改正)

第21条 野田市商店街顧客誘致事業補助金交付要綱(平成28年野田市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「までに」を「までに」に改め、「(別記第6号様式)」を

削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市地域史編さん事業補助金交付要綱の一部改正)

第22条 野田市地域史編さん事業補助金交付要綱(平成28年野田市告示第63号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市家具転倒防止器具取付事業実施要綱の一部改正)

第23条 野田市家具転倒防止器具取付事業実施要綱(平成29年野田市告示第56号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「(別記第1号様式)」を削り、同条第1号中「(別記第2号様式)」を削る。

第6条中「(別記第3号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部改正)

第24条 野田市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成30年野田市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(別記第1号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市育児休業明け保育所利用予約事業実施要綱の一部改正)

第25条 野田市育児休業明け保育所利用予約事業実施要綱(平成30年野田

市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(別記第1号様式)」及び「(別記第2号様式)」を削る。

第8条中「(別記第3号様式)」及び「(別記第4号様式)」を削る。

第9条第2項中「(別記第5号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市地区運動会補助金交付要綱の一部改正)

第26条 野田市地区運動会補助金交付要綱(平成30年野田市告示第67号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(別記第1号様式)」を削る。

第6条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業運営要綱の一部改正)

第27条 野田市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業運営要綱(平成元年野田市告示第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(別記第1号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第2号様式)」を削る。

第5条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条第1項中「(別記第4号様式)」を削る。

第11条第3項中「(別記第5号様式)」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。